

第1部 環境基本計画策定の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

(1) 策定の背景

本県では、平成7年3月に制定された「岐阜県環境基本条例」に基づき、平成8年3月に「岐阜県環境基本計画」を策定して以降、平成13年（第2次）、平成18年（第3次）と策定し、環境の保全及び創出に関する取組みを推進してきました。

平成18年3月に策定した「岐阜県環境基本計画」（第3次）では、「自然生態系を保全する」「生活環境を守る」「循環型社会をつくる」「地球環境を保全する」「県民協働を進める」の5つを基本目標とし、着実に諸施策を展開してまいりました。

しかし、その後、環境を取りまく情勢も変化してまいりました。

国では、地球温暖化対策として「温室効果ガス排出量を1990年（平成2年）比で2020年（平成32年）までに25%削減」という国際公約とその実現に向けた様々な取組み、そして生物多様性では、「生物多様性国家戦略2010」や平成22年に開催されたCOP10を契機に、生物の多様性の保全とその持続可能な利用を見据えた社会の実現のための施策の充実・強化が進められています。

本県におきましても、「岐阜県環境基本計画」（第3次）の策定から5年が経過し、絶滅の恐れがある野生生物の種類増加や、家庭ごみの減量等の残された課題、地球温暖化対策や、良好な水質・大気の保全等の引続き取組むべき課題、そして、全国豊かな海づくり大会の成果を踏まえた県民運動の展開といった新たに取組むべき課題への対応が求められています。

これらの課題に的確に対応し、環境行政・施策の基本的な指針とするため、新たな環境基本計画（第4次）を策定します。

(2) 環境行政の推移

本県では、高度経済成長に伴い発生した、産業型公害や大規模な開発による自然環境破壊への対策として、昭和43年に「岐阜県公害防止条例」、昭和47年に「岐阜県自然環境保全条例」を制定し、環境保全に取り組んできました。

さらに生活環境の破壊を防止し、その改善を図るため、昭和46年には生活環境の保全と改善を目的とした「岐阜県生活環境の確保に関する条例」を制定しました（平成7年に「岐阜県環境基本条例」の制定により廃止）。

これらの取組みを踏まえ、より総合的な環境行政を推進するため、平成2年には、環境管理計画「岐阜県環境プラン」を策定しました。

さらに平成7年3月、健康に良い豊かで快適な環境の保全及び創出を目的とした「岐阜県環境基本条例」を制定するとともに、平成8年3月に同条例第10条に基づき、「健康に良い空気・水・土が保全・創出された環境と人が共生できる社会の構築」を基本目標とした「岐阜県環境基本計画」（第1次）を策定し、環境関係施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

平成13年3月に、「安全で、安心な『大気』『水』『土』『緑』が保全された、豊かな自然環境と快適な生活環境を将来の世代に引き継いでいくことができる社会の構築」を基本理念とした「岐阜県環境

基本計画」(第2次)を策定しました。

平成18年3月には、「『飛山濃水』の豊かな自然と文化を守り育み、県民協働により循環型社会の形成をめざします」を基本理念とした「岐阜県環境基本計画」(第3次)を策定しました。第3次計画ではこの基本理念に基づき、「自然生態系を保全する」「生活環境を守る」「循環型社会をつくる」「地球環境を保全する」「県民協働を進める」を5つの基本目標とし、環境分野において様々な施策に取り組んできました。

「自然生態系を保全する」では、レッドデータブックの改訂や、希少野生生物保護条例に基づき希少野生生物(16種)の保護を進めてきました。また、「河川環境レンジャー」を委嘱し自然環境に配慮した河川整備の事業を行う等、生物の生息環境等の保全を図ってきました。

「生活環境を守る」では、清流調査隊を公募し地域を流れる川の水質を改善するために、県民が連携して川の状況調査、家庭での生活排水の削減に取り組む活動を実施しました。また、良好な水質、大気環境の確保に努め、湖沼は全て、河川についてもほぼ環境基準を達成することができました。

「循環型社会をつくる」では、「岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例」を施行し、事業者と地域住民の円滑な合意形成を図る枠組みを構築しました。

「地球環境を保全する」では、レジ袋の有料化に取り組み、平成21年度には県内全市町村で導入が実現しました。また、「もったいない・ぎふ県民運動」、「CHANGE マイライフ」等の県民運動を推進し、平成20年度に県民、事業者、行政等が一体となって対策を進める「岐阜県地球温暖化防止基本条例」を制定しました。

「県民協働を進める」では、平成20年度に小学校の指導者向け環境教育プログラムを作成し、公開しました。また、水の子ども会議、緑と水の子ども会議、カワゲラウオッチング等様々なプログラムを実施しました。

このように第3次計画では、様々な施策を講じてまいりましたが、社会の情勢の変化とともに環境に関する引続き取り組むべき課題、そして新たに取り組むべき課題が改めて浮き彫りとなり、それらに対し、今後も積極的かつ具体的な施策を講じていく必要があります。

2. 計画の視点

(1) 基本理念

県民総参加による緑豊かな「清流の国ぎふ」づくり

日本のほぼ真ん中に位置する本県は、緑豊かな「森」、清らかな「川」といった自然環境に恵まれ、その中で私たちは生活の歴史を刻み、個性ある文化を育ててきました。

とりわけ、森を源として流れ出た「川」=「清流」は、肥沃な大地を形成し、周辺を潤し、そこで暮らす私たちは今も直接その恩恵に浴しています。



乗鞍五色ヶ原布引滝

しかし、昨今、エネルギーや資源を大量に使う社会活動の進展は、私たちに物質的豊かさをもたらした反面、環境破壊、生態系の異変、地球温暖化などを引き起こし、その影響はもはや地域環境のみならず地球規模の問題となってきました。

今、求められるのは、私たちが、清流をはじめとした自然のもたらす恵みに改めて感謝し、先人から受け継いだ、この豊かな自然環境を守るとともに、将来の世代にわたって引き継いでいくことです。

私たちは「全国豊かな海づくり大会」の開催や環境保全活動への参加を契機に、清流を守ることの大切さに改めて気づくとともに、その取組みへの気運が一層高まってきました。

今後は、本県の象徴ともいえる清流を守ることはもちろんのこと、活かし、伝えていくことで、県民のアイデンティティとして「清流の国ぎふ」づくりに県民総参加で取り組んでいきます。

（２－１）基本目標 1

人と自然が共生する豊かで美しい岐阜県

本県は、美しく誇るべき自然環境を有しており、そこで生息する生き物の多様性が、生態系のバランス上とても重要であるばかりでなく、私たちの日常生活にも様々な恩恵を与えていることに鑑み、自然と調和した豊かな生活環境を守り育むとともに、快適に暮らせる美しい岐阜県づくりを進めます。



乗鞍の高山植物

基本施策Ⅰ 自然共生社会ぎふづくり

（取組方針）

- ・県内に生息する多種多様な生物の生息・生育環境を将来に引き継ぐため、その保全を図ります。
- ・多くの県民に本県のすばらしい自然環境とふれあい、自然と共生することの大切さを実感していただくため、自然とふれあう機会の充実を図ります。
- ・周辺の自然環境へ配慮した社会基盤の整備を進めるため、自然環境への負荷を軽減するとともに、その保全にも十分配慮した取組みを行います。

基本施策Ⅱ 快適生活環境ぎふづくり

（取組方針）

- ・県民が健康で安心して暮らすことができるよう、水、大気、土壌環境等を良好な状態に保全します。
- ・清流の保全に向けた市民団体による活動、各家庭での生活排水対策が活発に行われるよう、支援を行います。
- ・美しい町並みや里地里山の景観の保全に向けた取組みを進めます。

(2-2) 基本目標2

持続的発展が可能な岐阜県

大量生産、大量消費の社会経済システムは、私たちに経済的に豊かで便利な生活をもたらしましたが、その反面、環境に大きな負荷を及ぼしています。

再生可能エネルギーや、限りある資源の効率的な利用により、環境と経済活動の良好な関係を築くとともに、持続的発展が可能な岐阜県づくりを進めます。



次世代エネルギーインフラ
(中山間地モデル)

基本施策Ⅲ 低炭素社会ぎふづくり

(取組方針)

- ・ 県内の温室効果ガス排出量の抑制に向け、化石燃料に頼らない省エネルギー型のライフスタイル、事業活動への転換を図るとともに、自然エネルギーや新エネルギーの利用を促進します。
- ・ 二酸化炭素の貴重な吸収源である森林を整備するため、間伐などの取組みを進めます。
- ・ 新エネルギー分野を県の新たな成長産業とするため、その育成支援に努めます。

基本施策Ⅳ 循環型社会ぎふづくり

(取組方針)

- ・ 環境に配慮した商品やサービスを選択する消費行動を多くの家庭や事業所に定着させ、資源の循環的な利用を基本とする社会を確立するため、3Rの考え方を広く啓発します。
- ・ 3Rの取組みを進めてもなお生じる廃棄物については適正な処理を進めます。
- ・ 企業による再生利用技術や環境への負荷が少ない処理技術の開発を促進するため、支援を行います。

(2-3) これらを支える横断的な「環境にやさしいぎふの人づくり」

これらの上記2つの基本目標の達成にあたって、いずれも「人づくり」が欠かせません。従って、2つの基本目標を支える横断的な基本施策を掲げます。

基本施策Ⅴ 環境にやさしいぎふの人づくり

(取組方針)

- ・ 多くの県民が環境教育・環境学習に参加できるよう、子どもから大人まで幅広い世代を対象にした環境教育・環境学習の機会の充実を図ります。
- ・ 「全国豊かな海づくり大会」を通じて醸成された、森・川・海が一体となった環境保全の大切さをより多くの県民が認識し、環境への負荷が少ないライフスタイルが定着するとともに、積極的に環境保全活動に参加いただくため、「清流の国ぎふ」づくりに向けた県民運動を展開します。

(3) 計画の役割

岐阜県環境基本計画は次の役割を果たします。

- 1.本計画は、岐阜県環境基本条例（平成7年条例第9号）第10条に定める、「豊かで快適な環境の保全と創出に関する目標、施策の方向、配慮の方針等」を明らかにするものです。
- 2.本計画は、緑豊かな「清流の国ぎふ」づくりに向けた施策の基本的な方向を明らかにするものです。
- 3.本計画は、県民、事業者、行政の積極的な連携、協力のもと、環境の保全及び創出に関する取組みを推進するための施策の基本的な方向を明らかにするものです。
- 4.本計画は、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（平成15年法律第130号）第8条に規定する環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針、計画等を兼ね備えるものです。

(4) 計画の期間

本計画は、岐阜県長期構想の計画期間の最終年度（平成30年度）を見据え、その実現に向けて平成23年度から平成27年度までを計画期間とします。